

【協議事項】

(仮)糸魚川市地域公共交通協議会への移行に係る所要の 規程等整備について

糸魚川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を（仮）糸魚川市地域公共交通協議会（以下「法定協議会」という。）に移行するため、糸魚川市地域公共交通会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）の全部改正等、所要の規程整備を行います。

今回整備する規程等とその概要は以下のとおり、各規程等(案)は別紙のとおりです。

1 今回整備する規程等

- (1) 糸魚川市地域公共交通協議会設置要綱（案）…既存の設置要綱の全部改正
- (2) 糸魚川市地域公共交通協議会事務局規程（案）…新設
- (3) 糸魚川市地域公共交通協議会財務規程（案）…新設
- (4) 糸魚川市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）…新設

2 概要

- (1) 糸魚川市地域公共交通協議会設置要綱（案）の主な改正点
 - ① 設置要綱の名称を糸魚川市地域公共交通会議設置要綱から糸魚川市地域公共交通協議会設置要綱に改める。
 - ② 組織の名称を糸魚川市地域公共交通会議から糸魚川市地域公共交通協議会に改める。
 - ③ 地域公共交通活性化再生法に基づく「法定協議会」として位置づける。
 - ④ 交通政策基本法の基本原則に則り、必要な委員等を拡充する。
 - ⑤ 会長を交通施策所管の部長から副市長に改める。
 - ⑥ 副会長及び監査員を設ける。
 - ⑦ 委員のうち行政機関等の職員の任期を在職期間と改める。
 - ⑧ 決議の方法を出席委員の多数決から出席委員の総意に改める。
 - ⑨ 分科会を設けることを可能とする。
 - ⑩ 協議会で計画作成や事業実施に係る経費等に係る予算及び会計を持つ。

(2) 糸魚川市地域公共交通協議会事務局規程（案）

- ① 事務局の所管事務、職員、専決事項、文書の取扱い等を明らかにする。
- ② 公印を設ける。（糸魚川市地域公共交通協議会長印）

(3) 糸魚川市地域公共交通協議会財務規程（案）

- ① 財務に関する取扱いを明らかにする。

(4) 糸魚川市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）

- ① 報酬の金額及び費用弁償の算出根拠を明らかにする。
- ② 無報酬の委員は、これまでの行政機関等の職員のほか、交通事業者及び申し出のあった者と改める。

3 改正日及び制定日（予定）

平成 28 年 4 月 1 日